

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

### 1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社ご近所 代表取締役 小橋昭彦

### 2. 議案に関する参考事項

#### 1号議案 定款変更の件

下記のとおり、3箇所、定款を変更することについてのご承認をお願いするものです。

1) については、地域産品の販売事業に乗り出すにあたり、酒類の取り扱いを可能とするために、目的を追加するものです。

2) については、現行2年を4年にすることで、役員変更の頻度を減らしてコストダウンを図るとともに、長期的視点での経営を可能とするためのものです。なお、任期の延長については、次の選任（次回の通常総会で予定）後から有効とするものとします。

3) については、第6章附則には設立登記時にのみ必要な項目が含まれており、定款変更に合わせて削除することが一般的なため、これに従うものです。具体的には、第34条（設立に際して出資される財産の最低額）、第35条（最初の事業年度）、第36条（発起人の氏名、住所、割当を受けた株式数及びその払込金額等）及び発起人の記名が該当します。附則にあるうち、法令順守に関する条文については、残します。

#### 記

1) 目的に「酒類の販売、小売、通信販売」を追加し、第2条（目的）を次のようにすること。

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コミュニティラジオの開局及び放送
- (2) 映像番組、音声番組及びソフトの企画、制作、請負、取得、管理及び販売
- (3) イベント、会議、セミナー等の企画、制作、運営、ならびに運営支援
- (4) 広告、広報、セールスプロモーション、展示、装飾、ならびに各種マーケティングに関する企画、制作、実施
- (5) コンピュータ、インターネット、移動体通信その他の情報通信技術等を利用した各種ソフトウェア、各種ハードウェア、各種データベース、各種情報通信システム、各種情報処理システム、各種情報発信システム、各種商取引システム、各種販売促進システム等の調査、研究、企画、設計、開発、販売、リース、賃貸、導入指導、運用支援、及び保守に関する業務
- (6) 印刷技術、インターネット、コンピュータ、移動体通信及びその他のメディア等を利用した販売、出版、配信サービス及び各種メディア事業
- (7) まちづくりの基盤となるシステムあるいは施設の企画、整備、運営及びその受託
- (8) 労働者派遣、人材教育ならびに人材開発及びその受託、コンサルティング
- (9) 各種商品開発、事業戦略、採用戦略、経営、まちづくりに関するコンサルティング
- (10) 地域資源を利用した商品及びサービスの企画、開発、製造、販売及びその受託、コンサルティング
- (11) 産業財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）、著作権、出版権、著作隣接権等の知的財産権及びその他の無形財産権の取得、利用、管理、賃貸借、販売
- (12) イベント、会議、セミナー、映像制作、音声制作、番組制作に必要なスタジオ、機材、備品のレンタル、受託管理、及び技術、人材の提供
- (13) コンサート、イベント、映画、演劇等のチケット、入場券の販売
- (14) 飲食並びに物品販売事業
- (15) 酒類の販売、小売、通信販売
- (16) 前各号に附帯または関連する一切の事業
- (17) 前各号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業

2) 取締役の任期を現行の2年から4年に変更し、第21条当該部分を次のようにすること。

第21条 取締役の任期はその選任後4年以内、監査役の任期はその選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3) 第6章附則を削除し、現行第37条（法令の遵守）を第34条とし、次のようにすること。

#### 第6章 附 則

（法令の遵守）

第34条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上